

第4期 松本市地域福祉計画（概要版）

1 計画策定の趣旨

「人生 100 年時代」とも言われる長寿命化の一方で、若年層の人口が減少していく今後の日本では、これまでのように「支える側」「支えられる側」という関係が維持できなくなる他、複数の課題を同時に抱え、社会的に孤立する世帯の増加が予想されます。

この計画は、地域住民がお互いをみとめ合い、困ったときには頼り合うことのできる「地域共生社会」を作っていくために、市や関係機関、地域住民が行う取組みを示すことを目的に策定します。

2 計画の位置づけ・期間

(1) 計画の位置づけ

この計画は、社会福祉法第 107 条第 1 項に規定された「市町村地域福祉計画」として策定します。

また、再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条に規定された「市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」および、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条に規定された「成年後見制度利用促進基本計画」を包含するものとし、必要事項を盛り込み一体的に策定します。

(2) 計画の期間

令和 3 年度から令和 7 年度の 5 年間

(3) 上位計画及び関連計画との連携

松本市総合計画を上位計画とし、地域福祉を推進する総合的な計画として、健康福祉等の各部門で策定されている計画と連携を図るとともに、それらの個別計画を包含した計画として位置付けます。

そのため、この計画と松本市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画とは別の計画となりますが、互いに連携しながら地区の取組みを支援し、本市における地域福祉の実現を図ります。

	計画名（分野）
上位計画	• 松本市総合計画
主な 関連計画	• 介護保険事業計画・高齢者福祉計画
	• 障害者計画
	• 障害福祉計画
	• 子ども・子育て支援事業計画
	• 子どもにやさしいまちづくり推進計画
	• 健康づくり計画
	• 自殺予防対策推進計画
	• 教育振興基本計画
	• 地域づくり実行計画
• 多文化共生推進プラン	

(4) 計画の進捗管理

この計画の策定及び進捗管理については、学識経験者や地域実践者等による「松本市社会福祉審議会」において意見を聴きながら行います。個々の事業については、PDCA サイクルによる自己点検等を行いながら実施します。

3 基本理念

みとめ合い、役割を持ち、支え合って生きる

4 基本目標

(1) 基本目標1 みとめ合う社会の土壌づくり～学びと交流～

地域共生社会を推進していくためには、地域住民が自分の身近な地域にどのような人が暮らし、どんな課題があるのか、何ができるのか関心を持ち、支え合いの輪に加わるのが大切です。

松本市においては、地域づくりセンターや公民館、福祉ひろばの活動を通じて、地域福祉に関する意識啓発、ボランティアに関わる人材の育成、地域の居場所づくり等様々な地域づくり活動が展開されてきました。本市ではこれらの取組みを活かし、各地区の実情に合わせながら、他人事を「我が事」に変えていくような働きかけを進めます。

(2) 基本目標2 安心して暮らせるまちづくり～福祉サービスの充実～

地域福祉とは住民の主体的な参加を前提としたものであり、これまでも松本市においては地域づくりセンター体制の中で住民主体の活動が展開されてきました。しかしながら、地域生活課題の中には、住民の主体的な活動だけでは解決が困難なケースがあり、そのような場合には適切な専門機関に引き継がれることが必要です。

課題を抱えた世帯に対して行政として適切な支援を行うために、またそれによって住民が安心して地域活動に取り組めるためにも、分野ごとの福祉サービスの充実を図ります。

(3) 基本目標3 困りごとを解決する仕組みづくり～包括的支援体制～

社会福祉法第 106 条の 3 において、市町村には包括的な支援体制を整備することが求められています。松本市では、既存の地域づくりセンター体制を活かし、住民の身近な地域で、民生委員・児童委員や地域包括支援センター等の機関が受け止めた情報を、地区担当職員の会議等を通じて共有し、他機関と連携した支援を実施します。

あわせて、身近な地域では対応しがたい、困難で複合化した課題には、全市的かつ分野横断的な支援体制が組めるよう、医療・法律・労働等、他業種との連携強化にも努めます。

目指す姿	基本目標	施策の展開	施策の方向性	主な取組み
みとめ合い、役割を持ち、支え合って生きる	みとめ合う社会の土壌づくり ～学びと交流～	1 福祉教育、意識啓発	・松本市では、これまで各地区公民館や地区福祉ひろばにおいて、社会教育の手法を用いた福祉課題の学習機会を設けてきました。これらの機関を活かし、行政の保有するデータを活用しながら、住民自身が自らの生活の困り事を「地域の課題」として可視化するなど、生活・地域課題に根差した学び合いの機会を設けます。また年齢、性別、障害の有無、性的指向・性自認(SOGI)にとらわれず、多様性を認めあう人権意識の向上と、地域共生社会に向けた意識啓発を行います。	・松本市出前講座 ・公民館による学習事業 ・地区福祉ひろばによる学習事業 ・人権啓発推進事業 ・社会福祉大会 ・社協つむぎちゃん劇団の養成
		2 人材育成、担い手づくり	・地域と行政が連携して町会の組織、役員、運営のあり方など負担軽減策を検討し、NPO等の市民活動団体への支援を強化します。 ・健康づくり推進員、体力づくりサポーター、認知症サポーター等のボランティアや、生活支援活動の担い手を育成し、保健師や地域包括支援センター、その他地区担当職員との連携体制を強化することで生活支援体制の整備につなげます。	・町会加入促進事業 ・地域づくり推進交付金 ・市民協働推進事業 ・生活支援体制づくり ・ボランティアセンターの運営
		3 つながりの場と関係づくり	・地区福祉ひろばや公民館などにおいて、高齢者のサロンや世代間交流など、お互いの顔が見えて、お互いをみとめ合えるつながりの場づくりを推進します。 ・町会単位や、既存の地縁組織を超えた任意の団体においても、つながりや関係づくりを進められるよう、財政支援を行います。 ・それらのつながりから、日常の見守り・生活支援や災害時にも生きる、支え合いの関係づくりを推進します。	・地区福祉ひろば事業 ・公民館事業 ・地域福祉活動推進事業 ・見守り安心ネットワーク事業
	安心して暮らせるまちづくり ～福祉サービスの充実～	1 高齢者の福祉に関する取組み	・団塊の世代が75歳に達する2025年(令和7年)及び団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年(令和22年)を見据え、介護保険事業計画・高齢者福祉計画に基づき、高齢者の生活を支える介護サービスと福祉施策を展開するとともに、家族介護者、介護事業者等を支援します。 ・「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知症の理解や対応策を推進します。	・一般介護予防事業 ・生活支援体制整備事業 ・認知症施策の推進 ・地域包括ケアシステム推進事業
		2 障害児・者の福祉に関する取組み	・障害者が住む場所を選択できる機会が増えるように、グループホームの整備やひとり暮らし体験事業の拡充を進めていきます。 ・障害児・者の個別ニーズとライフステージに応じた福祉サービスの充実を図る中で、特に強度行動障害児・者、重症心身障害児・者に対する訪問系、日中活動系の福祉サービス及び相談支援体制の充実によって、障害者の自立支援や、障害児・者を介護する家族の負担軽減を図ります。 ・発達障害の二次障害を防止するため、あるがキッズ支援事業の充実により、早期発見を図るとともに、幼児期から学齢期までの切れ目のない支援に取り組みます。	・自立支援給付事業 ・地域生活支援事業 ・地域生活支援拠点
		3 成年後見制度の利用促進に関する取組み	・地域の実情に応じた成年後見利用の促進を図り、専門職団体との連携や必要な体制整備を行うとともに、国の基本計画に基づき、以下の施策を推進します。 (1) 利用者がメリットを実感できる制度の運用 (2) 誰もが必要な人が成年後見制度を利用できるよう地域連携ネットワークの構築 (3) 適切な制度利用と後見活動の実現	・成年後見利用支援事業 ・成年後見制度相談会 ・成年後見制度市民啓発事業
		4 子育て支援に関する取組み	・相談拠点である「子ども子育て安心ルーム」の充実を図るとともに、市内21ヶ所のつどいの広場や35地区に身近な場所で気軽に相談できる環境の整備を進める他、ICTを活用した遠隔相談体制を構築します。 ・不妊治療への助成や多子世帯への支援を充実させ子どもを産み育てやすい環境づくりを進めます。 ・保育の質と量を充実させるため、保育士の処遇改善を図るとともに、現在離職している潜在保育士の掘り起こしに努めます。また、私立保育所等の認定こども園化を促進し、3歳未満児の受け入れ拡大に取り組みます。	・地域子育て支援拠点事業 ・ファミリー・サポート・センター運営事業 ・あるがキッズ支援事業 ・保育士確保事業
		5 こどもの福祉に関する取組み	・子どもと保護者の孤立を防ぐため、専門職員や多職種連携による相談体制を充実させます。 ・障害や特性を持った子どもたちが、社会に理解され、健やかに成長できるよう、保護者に対して子どもへの関わり方を学ぶ機会を提供します。 ・加速するインターネット環境の中で、情報を正しく読み取り、自分を守るためのメディア・リテラシー講座の充実を図ります。 ・すべての子どもにやさしいまちづくりを推進するため、子どもの権利を尊重した施策を行います。 ・子どもや若者が気軽に相談できる相談窓口の充実と居場所づくりを推進し、周知に努めます。	・子ども家庭総合支援拠点設置事業 ・青少年健全育成事業 ・子どもの権利推進事業
		6 生活福祉に関する取組み	・生活に困ったときに相談でき、その状況に応じて可能な限り自立し、困窮することなく安定した生活を送る支援体制の構築を図ります。 ・地域に潜在する生活困窮者に対し、民間の支援団体や地域の関係機関と連携を強化し、適切な支援につなげます。 ・人材不足や新たな雇用ニーズに対応するため、ハローワーク松本と連携を密にし、雇用につなげる取組みを進めます。	・生活困窮者自立支援法関連事業 ・生活保護事業 ・生涯現役促進地域連携事業
		7 健康づくりに関する取組み	・死因の1位、2位である「悪性新生物」と「心疾患」の早期発見のため、各種健診の受診率向上を図ります。 ・中核市として設置する保健所に新たに配置される医療専門職とともに、医療・介護・健診データの分析を進め、科学的根拠に基づく施策と、市民自らがデータを活用できる環境整備を進めます。 ・高齢者数がピークを迎える2040年を見据え、成人期から後期高齢者まで、切れ目なく保健事業と介護予防事業が行えるよう、関係課と連携を進め、身近な圏域で包括的に事業を推進します。	・データヘルス計画推進事業 ・がん検診5か年計画推進事業 ・保健事業と介護予防の一体的実施 ・自殺予防対策推進事業
8 再犯防止に関する取組み	・誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、立ち直ろうとする人を支え、受け入れることのできる地域社会の実現に向け、次の5つの取組みを重点的に推進します。 (1) 民間ボランティア団体等との連携 (2) 公的機関・関係機関等との連携 (3) 生活環境の調整等 (4) 安全で安心なまちづくりの推進 (5) 広報・啓発活動の推進	・更生保護団体等への活動支援・補助金支出 ・協力雇用主協会と連携した就労支援 ・地域支援者との連携強化 ・社会を明るくする運動への参加		
9 防災減災に関する取組み	・大規模な自然災害に備え、関係機関との連携強化を図るとともに、災害時の情報収集と伝達、救援物資の輸送、避難所の運営、被害調査に向けた体制を強化します。 ・避難行動要支援者名簿を活用するなどして、町会における見守り・避難支援体制づくりを支援するとともに、福祉事業者と連携し、福祉避難所等の環境整備・体制充実に努めます。	・防災訓練・医療救護訓練の実施 ・防災、減災対策、ハザードマップなどの啓発 ・災害時要援護者支援プラン推進事業 ・災害ボランティアセンターの設置事業		
10 多文化共生に関する取組み	・国籍を問わず、市民一人ひとりが地域社会の一員として活躍できる多文化共生社会の実現を目指し、人との繋がりや異文化交流を進め、誰もが地域社会に参画できる環境づくりを進めます。 ・外国人材から選ばれ定住できるまちを目指し、日本語習得等の支援体制づくりを進めます。 ・行政から発信する情報ではやさしい日本語を使用しつつ、多言語対応においてはICTを積極的に活用します。 ・児童生徒の日本語支援を継続するとともに、やさしい日本語を活用した情報提供や進学相談会を実施し、就学や進学をサポートを行います。	・多文化共生事業 ・多文化共生プラザ運営事業 ・日本語を母語としない児童生徒への支援事業		
3 困りごとを解決する仕組みづくり ～包括的支援体制～	1 包括的な支援体制	・身近な地域においては、35地区の地域づくりセンター体制の下での職員の連携体制の強化と、既存の各種相談窓口機能の周知に努めます。 ・また、身近な地域では対応しがたい、困難で複合化した課題には、全市的かつ分野横断的な支援体制が組めるよう、福祉以外の分野との連携強化に努めます。		